

2023年10月12日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登

労働条件改善要求書

「教職員の長時間労働」、「教員採用試験の倍率低下」、「4月からの教員不足」などが国民的常識となっています。公教育の崩壊が指摘されています。

「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現を求める教育研究者有志」が全国署名を呼びかけました。署名項目は、「1. 教員にも残業代を支給すること。2. 学校の業務量に見合った教職員を配置すること。3. これらを実現すべく教育予算を増額すること。」となっています。

正規教職員を増やさず、臨時教職員の待遇改善も行わず、国が教職員定数改善計画を止め、地方自治体の独自措置が不十分だった結果です。「教職員の労働条件は、子どもの教育条件」との指摘に真剣に応えなかった責任は重大だと言わなければなりません。教職員の労働条件改善は喫緊の課題です。

1. 長時間勤務を直ちに解消すること。

(1) 授業準備時間、時間外に発生している校務、分掌している部活動は「労働時間」であり、教員にも残業代を支給すること。

(厚労省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日策定)「客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること」)

(2) 学校の業務量に見合った教職員を配置すること。

定数内講師を採用し、正規教職員を増やすこと。

(3) 新たな教育内容を次々と学校に押しつけないこと。業務を増やさないこと。「教育課程は学校において編成する」原則を守ること。

(4) 「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を受けることができる」(教育公務員特例法)にもとづき「自主研修」を保障すること。とりわけ長期休業中の「自主研修」を奨励すること。

(5) 定数の決定、学級編制基準の決定が大阪市の権限となったもとの、他の先進国に比べ学級規模が大きいことが、日本の教職員の長時間労働の原因となっている状況をふまえ、教員1人当たりの授業時数の上限設定を行い長時間労働の軽減を図ること。教員増を行い、教員の労働過重の状況を改善すること。

(6) 長時間勤務、教員不足を解消するため教育予算をふやすこと。

2. 「同一労働、同一賃金」を実現すること。

(1) 再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。一時金支給月数や生活関連手当を同様に支給すること。

(2) 講師の給料表を速やかに「2級」にすること。

(3) 会計年度任用職員の大幅賃上げを行うこと。

(4) 授業準備、採点、成績処理の業務を担う非常勤講師の給与はあまりにも低額であり増額すること。

3. 定年引上げ、高齢層職員の処遇改善

- (1) 61歳超えの教職員・職員の賃金水準を引き上げること。当面「8割水準」とすること。
- (2) 「定年引上げ」となった教職員・職員を定数外とすること。
- (3) 暫定再任用職員の処遇について一時金支給率を正規職員と同様にすること。
- (4) 55歳昇給停止を廃止すること。
- (5) 高齢期職員の労働安全体制を抜本的に見直し、強化すること。
- (6) 「定年引上げ」による採用抑制を行わないこと。

4. 大阪市学校教育ICT・校務支援ICTについて

- (1) 各学校園のICT教育担当者・視聴覚担当者のICT機器に関する業務の負担を軽減すること。
- (2) 新年度のデジタル教科書のID・パスワードの設定など、「校務支援パソコン」の設定に関わる業務は教育委員会、学校運営支援センターの責任で行い、学校現場の教職員に設定作業などの業務負担をあたえないこと。
- (3) 「1人1台学習者用端末」（児童生徒用タブレット）を家庭に持ち帰っての「双方向オンライン学習の実施」を、各学校に強制することをやめること。
- (4) 心身ともに成長過程にある児童生徒は、長時間「1人1台学習者用端末」を使用することで「睡眠障害」や「視力低下」など健康被害が起こる可能性があるため、使用時間に制限をあたえること。
- (5) 全ての小学生、特に1年生・2年生への「1人1台学習者用端末」を活用しての学習をやめること。また、全ての児童生徒に対し「1人1台学習者用端末」の使用を強制しないこと。
- (6) 業務上、教室と職員室への移動を伴う「校務支援パソコン」の破損を防ぐため、全教職員に「ノートパソコン用カバー（PCケース）」を配布すること。
- (7) 「双方向オンライン学習」を実施するときは、特定企業の通信ソフトの使用を強制しないこと。
- (8) 「教職員が子どもたちに関わる時間」を確保するため、学校教育のICT化に関わる業務の軽減を実施すること。

5. 部活動にかかわる諸条件の改善について

- (1) 中学校の部活指導について、大阪市のある中学校教員からは次のような声が上がっている。

「平日は18時過ぎまで、休日も3時間、試合の日は1日中、ほぼ無給の状態で働くことになり
ます。日中も生活指導が急に入ったり、教員の欠勤の空きコマに入ったりなどで、授業のプリントを作ることで毎日部活動が終わってから少ない時間で行うか、家に持ち帰って仕事を
するのが常になっています。長時間労働にならないようにしたいですが、本当はもっと教材研究
をしてよりよい授業を作りたいと思いますし、本来の教師の仕事は教科の指導だと思うので
すが、全くできていません。」

この意見は、多くの中学校教員が感じていることである。

「教職員が子どもたちに関わる時間」を確保するため、平日の部活動は、勤務時間内に行わなければならないことを周知・徹底すること。

- (2) 部活動の指導を勤務日ではない土日・休日に行う場合は、平日の労働時間と通算して把握・管理し、大阪市教育委員会の「学校園における働き方改革推進プラン」において「上限基準」

とされている月 45 時間・年間 360 時間以内の勤務時間を遵守すること。

- (3) 部活指導にともなう「特殊勤務手当」を大幅に増額すること。また「特殊勤務手当」は、部活動の指導を、勤務日ではない土日・休日に行った場合、労働基準法の残業手当の賃金に基づき「1 時間あたりの賃金（時給）×1.35（休日勤務の割増率）×学校休業日（休日）の勤務時間」の金額を支給すること。
- (4) 部活動の大会の引率などでかかった交通費は全額支給し、自己負担が発生しないようにすること。
- (5) 一部の中学校で行われている「全員顧問制」を廃止すること。また、部活動は教育課程外の活動であり、強制できるものではないことを、学校内、保護者にも周知・徹底すること。
- (6) 「部活動指導員」（会計年度任用職員）の賃金などの待遇を大幅に改善し、採用者を増やすこと。
- (7) 教職員の業務負担軽減および「働き方改革」に向けて、「運動部活動の地域移行」について、大阪市教育委員会として検討を行うこと。

6. 新規採用者の労働条件について

- (1) 近年、学校現場の多忙化がすすむ中、新採用者が数カ月でメンタルヘルスで病気休職（休暇）に入ったり、1 年未満の勤務で退職したりする事例が増えている。全ての新採用者が働き続けられるために、各学校園において手厚い援助できる体制を作ること。
- (2) 初任給を大幅に引き上げること。また、2 年目以降の昇給は他の教職員と同様に「4 号給」ずつの昇給にすること。

7. 青年教職員の賃金・労働条件について

- (1) 全ての教職員に豊かな家庭生活やプライベートの時間を保障するため、抜本的に仕事量の削減を行い、勤務時間外の勤務をなくすこと。
- (2) 人事評価制度の評価において、指標の数値化を強要するなどして、新採用・若年を理由とする低い評価を行わないこと。青年教職員の心理的ストレスを高めている「授業アンケート」「体罰・暴力暴言アンケート」を直ちに廃止すること。
- (3) 青年教職員に対するハラスメントを根絶し、人権侵害や権利侵害をなくすこと。
- (4) 「運営に関する計画」の作成のための、アンケートや学力テスト、スポーツテストなどの数値調査は、全ての学校園の教職員にとって多忙化の原因の一つになっている。「運営に関する計画」作成における業務負担を大幅に削減すること。
- (5) 青年教職員が、「ICT 教育担当教員」として「1 人 1 台学習者用端末」の整備や「オンライン授業」の準備など、負担の大きい業務を任されている現状がある。ICT 機器取扱いに関する業務負担の軽減を行うこと。
- (6) 青年講師教職員が特別支援学級や少人数学習、専科などの穴埋めに配置され、一人の教員にいろいろな仕事内容が詰め込まれている現状がある。そのために長時間労働が悪化したり、板ばさみになってストレスを抱えたりしている。明らかに超過勤務になったり、多重の責任が降りかかったりするような働き方を改善すること。
- (7) 45 分間の休憩時間を取らせること。

8. 研修について

- (1) 長時間勤務の原因の一つとなっている校内研究や公開授業の回数を大幅に削減すること。また、全ての教員が年間 1 回は公開授業を行う「全員授業」の制度を直ちにやめること。

- (2) 「学力向上支援事業」における効果検証において、多くの青年教員が年間3回以上の研究授業・公開授業を強制させられている。また月2回の「担当指導主事」や「スクールアドバイザー」の訪問により、他の青年教員も研究授業や研修が増加している。青年教員の負担になる「学力向上支援事業」の内容を精査して、業務負担の軽減を行うこと。
- (3) 研究授業の準備、研究協議は勤務時間内に行えるようにすること。
- (4) 教育公務員特例法改正による、研修履歴の「記録」と「受講奨励」による管理統制強化を行わないこと。
- (5) 文部科学省から「初任者研修の弾力的実施について」（平成30年6月5日 文部科学省初等中等教育局）が各都道府県教育委員会に通知されている。大阪市教育委員会も文部科学省の通知に基づき、初任者研修を2年を超える期間での実施や、研修の削減を実施するなど、新採用者に対する初任者研修の負担軽減を行うこと。
- (6) 「初任者研修」や「中堅研修」などの「教育公務員特例法」上の定めのある研修については、その内容を精査し、1回の研修が短時間で終わるようにすること。その他の研修については、研修内容を精査し、回数や研修時間の大幅な削減を行うこと。
- (7) 各学校園で担当する教員に負担を強いている「メンター制度」は直ちに廃止すること。
- (8) 勤務時間外の研修を絶対に行わないこと。

以上